

令和5年度第1回大阪府南河内保健医療協議会 議事概要

日時:令和5年7月27日(木)午後2時から午後3時30分

開催場所:南河内府民センター 3階 講堂

出席委員35名

(委員定数 42 名、定足数22 名であるため有効に成立)

藤岡委員、木下委員、加藤委員、藤本委員、芝元委員、小杉委員、梅崎委員、
下村委員、福田委員、豆野委員、南委員、船多委員、磯野委員、立花委員、
阪本委員、山本委員、伊藤委員、伊原委員、寺元委員、赤松委員、松田委員、
村井委員、芋生委員、稲村委員、東田委員、篠崎委員、東委員、喜田委員、
緒方委員、向井委員、舟本委員、大山委員、新田委員、子安委員、田村委員

■議題1 第8次大阪府医療計画策定に向けた考え方について【協議事項】

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料1】第8次大阪府医療計画の策定に向けた基本的考え方

[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料2】第8次大阪府医療計画 目次(案)[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料3】第8次大阪府医療計画における医療圏について

【資料3(別添1)】患者の受療動向(流出入状況)

【資料3(別添2)】「二次医療圏」と「疾病・事業の医療連携体制構築を図る地域

単位」

【参考資料1】(厚労省通知)第8次医療計画作成に係る厚生労働省通知等

について

【参考資料2】(厚労省資料)6事業目(新興感染症対応)について

【資料4】第8次大阪府医療計画 策定スケジュール(令和5年度)

[第57回大阪府医療審議会資料]

(質問)

○資料1に記載のあるコロナ対応で浮き彫りになった課題について、どのように認識しているのか。

(大阪府の回答)

○新興感染症発生・まん延時に向け、次の感染症予防計画や医療計画では、平時から関係機関の役割、行動等を定め、医療機関と協定等を締結することで、入院や発熱外来等の医療提供体制の確保に努めていきたいと考えている。

■議題2 紹介受診重点医療機関の選定について【審議事項】

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料5】紹介受診重点医療機関の選定について

【参考資料3】(厚労省通知)都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について

【参考資料4】(厚労省リーフレット)始まります。紹介受診重点医療機関。

【参考資料5】(厚労省)紹介受診重点医療機関に係る診療報酬

資料に基づき、大阪府富田林保健所から説明
【資料6】南河内二次医療圏 令和4年度外来機能報告の結果について
【資料7】南河内二次医療圏紹介受診重点医療機関の候補等リスト
【資料7(別添)】南河内二次医療圏紹介受診重点外来に係る直近3か月の実績報告

(質問)

○今回の紹介受診重点外来の選定における直近3か月の時期については、令和5年2月から4月までとされたが、今後の選定において、例えば、5月・6月・7月の実績値をみて10月に選定するということはないのか。

(大阪府の回答)

○次の選定にかかる協議は、令和5年度の外来機能報告を使用する予定。令和4年4月からの1年間のデータを用いることになる。医療機関や他圏域での協議会における意見等を踏まえ、蓋然性の確認をどうするか等、次回の協議会までに、府としての考え方を整理し、提示したいと考えている。

<審議結果>

○本協議会における 紹介受診重点医療機関の選定方法は 事務局(案)のとおりとすることとなった。

○選定方法に基づき、紹介受診重点医療機関の意向があり、紹介受診重点医療機関の要件を満たす医療機関、及び基準は満たさないが紹介受診重点医療機関への意向がある医療機関のうち直近3か月の実績が全ての月において基準を上回る実績の提出があった医療機関を紹介受診重点医療機関として選定することとなった。

■議題3 在宅医療について【協議事項】

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明
【資料8】第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)策定に向けた今後の進め方

(質問)

○南河内地域においては、ケアマネジャーが不足していると聞いているが、どうなのか。

(大阪府の回答)

○事務局では、ケアマネジャーが不足しているということは、把握できていない。府では、ケアマネジャーの人材育成のための研修開催等の支援を継続して実施している。

(意見等)

○第8次医療計画における在宅医療の内容は、在宅医療推進部会や在宅医療懇話会にて協議すると思うが、大阪府薬剤師会として意見を集約したいので、素案ができれば早めに方針を示してほしい。

■報告 南河内二次医療圏「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」について
資料に基づき、大阪府富田林保健所から説明

【資料9】南河内二次医療圏「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」医療機関リスト

■その他

市立藤井寺市民病院について大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から報告

(質問)

○藤井寺市民病院が閉院するという話を聞いているが、事務局からの説明は、その件に関する事か。

(大阪府の回答)

○藤井寺市のホームページにおいて、藤井寺市民病院あり方検討委員会を2回開催されたこと、答申書が出されたということ及びその内容、基本方針案とこの件に関するパブリックコメントが公開された。方針案については、市民病院は令和6年3月末をもって閉院することを前提に、引き続き地域住民の医療が確保されるよう、可能な限り他の医療機関に協力を求める等、地域医療の後退にならないように努めるということ等が記載されている。

(質問)

○重要な問題であると思うが、藤井寺市の担当者はこの協議会に出席していないのか。

(大阪府の回答)

○担当者は来られていないが、基本方針案についてパブリックコメントをされている状況。今後、市において、地域の関係者の方々に説明されるものと考えている。

(意見等)

○市立藤井寺市民病院は、70年という歴史がある。地域住民のためになるよう検討いただきたい。

- 閉院すること自体は仕方のないことかも知れないが、市民に対する医療をはじめ、98 床のベッドをどうするのかということはすごく大きな問題。市には、できれば病床を引き継ぐことを検討してほしいし、それが叶わないのであれば、市には詳しく説明してもらいたい。
- 閉院後のことをどうするのか、引継ぎについても明確にしてほしいと市に伝えていただきたい。